

畜産関係融資制度

参考金利の推移（平成28年7月21日現在）

	28年3月	28年4月	28年5月	28年6月	28年7月
農業近代化資金基準金利	1.50	1.40	1.40	1.40	1.40
財政融資資金金利*	0.20	0.10	0.10	0.10	0.10
長期プライムレート	0.95	0.95	0.95	0.95	0.90

*財政融資資金特別会計からの20年（うち据置3年）借入金利

（1）農業近代化資金〔相談窓口：農協系統金融機関、銀行、信用金庫〕

資金の種類	金利 (年%)	償還期限（うち据置期間） (年以内)				貸付限度額 (万円以内)	貸付対象																				
		認 定 農 業 者	認 定 農 業 者 以 外 の 農 業 者	認 定 新 規 就 農 者	農協等		施 設					農機具等				家畜の導入				家畜の育成							
							乳牛	肉牛	豚	鶏	他	乳牛	肉牛	豚	鶏	他	乳牛	肉牛	豚	鶏	他	乳牛	肉牛	豚	鶏	他	
建構築物等造成資金 (1号資金)	0.10	15(7)	15(3)	17(5)	20(3)	農業者 個人 1,800 (知事特認) 20,000	○	○	○	○	○	○	○	○	○												
農機具等のみの場合		7(2)	7(2)	10(5)	10(2)																						
家畜購入育成資金 (3号資金)		7(2)	7(2)	10(5)	7(2)	法人等 20,000											○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
小土地改良資金 (4号資金)		《認定農業者に係る 貸付利率の特例:0.10 (注2)》	15(7)	15(3)	18(5)	15(3)	農協等 150,000 農林水産大臣が 承認した場合は その承認額	事業費1,800万円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は 復旧に要する資金（認定農業者以外については、復旧に必要な資金 を除く。） 農業経営の規模拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農 業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金 （①農地又は採草放牧地の賃借権等を取得する際の権利金、賃借 料の一括前払費用 ②農機具等の賃借に係る賃借料の一括前払費 用 ③能率的生産技術・経営方法の研修受講 ④品種転換 ⑤需 要開拓のための農産加工品等の調査及び開発、通信・情報処理機 材の取得 ⑥営業権・商標権等の取得、研究開発費 ⑦法人化の ための出資金 ⑧農業経営の改善に伴い必要となる農薬費その他 の費用）																			
長期運転資金 (5号資金)	15(7)		15(3)	17(5)		認定農業者等の利 率の特例を受けら れる限度額 個人 1,800 法人 3,600																					

注1：貸付対象者は、①認定農業者、②認定農業者以外の農業者（畜産業及び養蚕業を営む）、③認定新規就農者、④農協等（農協、農業協同組合連合会、その他団体又は法人（農業者、農協、農業協同組合連合会又は地方公共団体が主たる構成員若しくは拠出者となっている団体、又は基本財産の額の過半の額を拠出している法人））。

2：認定農業者等の利率の特例を適用する場合とは、認定農業者が農業経営改善計画に即して借り入れる場合。

3：償還期限の認定新規就農者の欄は、認定新規就農者が認定就農計画に従って借り入れる場合。

4：東日本大震災の被害を受けた者に対し、実質無利子（最長18年間）、実質無担保・無保証人での貸付けが可能。さらに償還期間（据置期間）についても3年延長。

5：熊本地震の被害を受けた者に対し、貸付当初5年間実質無利子での貸付けが可能。また、農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を保証当初5年間免除することが可能。

(2) 株式会社日本政策金融公庫資金 [相談窓口：公庫受託金融機関（農協・信農連・銀行・信用金庫等）、公庫]

① 農業生産関係

資金の種類	金 利 (年%)	償還期限 (据置期間を含む) (年以内)	据置期間 (年以内)	貸 付 限 度 額 (A 又 は B の 低 い 額)			貸 付 対 象			摘 要
				A 融 資 額 (万 円)		B	施 設	農機具等	家畜の導入	
				個 人	法 人	融 資 率 (%)	乳牛・肉牛・豚・鶏・他	乳牛・肉牛・豚・鶏・他	乳牛・肉牛・豚・鶏・他	
農 業 基 盤 整 備 資 金	補助県営 0.25 団体営 0.10 非補助 0.10	25	10	受益者の負担する額			農業を営む者、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、5割法人・団体、農業振興法人			農地・牧野の改良・造成等に必要な資金
	畜産基盤整備 0.10	25	3				農業協同組合、農業協同組合連合会、5割法人・団体、農業振興法人			
経 営 体 育 成 強 化 資 金	貸付対象の(1)の ② 0.10 上記以外 0.10	25	3	個人15,000、法人50,000の範囲内で、①～③の合計額 ①前向き投資資金 負担する額の80%相当額。認定新規就農者が貸付対象(1)の②を借り入れる場合は500。 ②再建整備資金 個人1,000（特認1,750、特定2,500）、法人4,000 ③償還円滑化資金 経営改善計画の5年間(特認10年間)において支払われるべき既往負債の支払金の合計額			(1)前向き投資資金 ①農地等の改良・造成、②農地等所有権の取得 ③農地等の利用権の取得、④家畜の購入又は育成、⑤農機具、運搬用器具の賃借権の取得等 (2)再建整備資金 制度資金以外の負債整理 (3)償還円滑化資金 既往借入制度資金等の償還負担の軽減			経営改善資金計画に基づくもの。
	認定新規就農者が貸付対象(1)の②を借り入れる場合 5			<東日本大震災の直接・間接被害を受けた者（原発被災者を除く。）> 個人25,000、法人80,000の範囲内で、①～③の合計額 ①前向き投資資金 負担する額の80%相当額。認定新規就農者が貸付対象(1)の②を借り入れる場合は500。 ②再建整備資金 個人2,000（特認3,500、特定5,000）、法人8,000 ③償還円滑化資金 経営改善計画の5年間(特認25年間)において支払われるべき既往負債の支払金の合計額						
農 業 経 営 基 盤 強 化 資 金 (スーパーL資金)	0.10	25	10	30,000 (特認 60,000)	100,000 (特認 200,000)	100	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎	農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画等の認定を受けた農業者(認定農業者)が対象
青年等就農資金	無利子	12	5	3,700 (特認 100,000)	3,700 (特認 100,000)	100	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ◎ ◎ ◎ ◎ ◎	農業経営基盤強化促進法の青年等就農計画の認定を受けた農業者が対象

資金の種類			金利 (年%)	償還期限 (据置期間を含む) (年以内)	据置期間 (年以内)	貸付限度額（A又はBの低い額）		貸付対象									摘要							
						A 融 資 額 （ 万 円 ）		B 融資率（%）	施 設			農機具等			家畜の導入									
						個 人			法 人		乳牛	肉牛	豚	鶏	他	乳牛		肉牛	豚	鶏	他	乳牛	肉牛	豚
農業改良資金			無利子	12	3～5	5,000	15,000	100	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	個別法(※)に基づき国又は都道府県の各種計画の認定と農業改良資金融通法に基づく農業改良措置の認定を受けた農業者等が対象。
									(※)①持続農業法、②農林漁業バイオ燃料法、③農商工等連携促進法、④米穀新用途利用促進法、⑤六次産業化・地産地消法															
畜産経営環境調和推進資金			畜産業を営む者 補助 0.10	20 (一部15)	3	3,500 (特認 12,000)	7,000 (特認 40,000)	80	○	○	○	○	○	馬	○	○	○	○	馬					処理高度化施設整備計画に基づくもの
			非補助 0.10 共同利用 0.10			—		80	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						共同利用施設整備計画に基づくもの
振興山村・過疎地域経営改善資金			補助 0.25 (共同利用 1.25) 非補助 0.10	25	8	1,300* (特認2,600)	5,200* (特認6,000～50,000*)	80	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	山過法に基づく営農改善家畜の導入のその他は繁殖用めん羊及び山羊
農林漁業施設資金	共同利用施設	農商工等連携経営構造改革	0.10	20	3	—	—	80	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					農協等が行う畜産共同利用施設
		食肉センター施設 家畜市場施設	0.10	20	3	—	—	80															「食肉センター施設整備計画」又は「家畜市場施設整備計画」を作成し、知事承認を受けた農協、5割法人・団体が対象	
		その他	0.85	20	3	—	—	80	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	主務大臣指定施設	環境保全型等	0.10	15	3	—	—	80	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					融資事業計画に基づくもの
特別振興事業			0.10 立ち上がり支援 0.25	15 10	3	—	—	80	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	特別振興事業（広く農林漁業の発展に寄与する事業）

資金の種類	金 利 (年%)	償還期限 (据置期間を含む) (年以内)	据置期間 (年以内)	貸 付 限 度 額 (A 又 は B の 低 い 額)			貸 付 対 象			摘 要										
				A 融 資 額 (万 円)		B	施 設	農機具等	家畜の導入											
				個 人	法 人	融 資 率 (%)	乳牛・肉牛・豚・鶏・他	乳牛・肉牛・豚・鶏・他	乳牛・肉牛・豚・鶏・他											
農林漁業セーフティネット資金	0.10	10	3	<一般>600 東日本大震災の直接・間接被害を受けた者については、1,200 <特認>年間経営費の12分の3又は粗収益の12分の3に相当する額のいずれか低い額。 東日本大震災の直接・間接被害を受けた者については、年間経営費の12分の12又は粗収益の12分の12に相当する額のいずれか低い額。 肉用子牛価格の高騰の影響により経営の維持安定が困難となった肉用牛肥育経営を営む者については、年間経営費の12分の6又は粗収益の12分の6に相当する額のいずれか低い額。 配合飼料価格の高騰・高止まりの影響により経営の維持安定が困難となった畜産業を営む者であって平成25年1月1日から平成27年3月31日までに年間経営費の12分の3に相当する額又は粗収益の12分の3に相当する額のいずれか低い額を超えて貸付けの決定を受けた者に対する貸付限度額については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる貸付限度額とする。 [要簿記記帳] <table><tr><th>適用期間</th><th>貸付限度額</th></tr><tr><td>平成28年4月1日から平成29年3月31日まで</td><td>年間経営費の12分の5に相当する額又は粗収益の12分の5に相当する額のいずれか低い額</td></tr><tr><td>平成29年4月1日から平成30年3月31日まで</td><td>年間経営費の12分の4.5に相当する額又は粗収益の12分の4.5に相当する額のいずれか低い額</td></tr><tr><td>平成30年4月1日から平成31年3月31日まで</td><td>年間経営費の12分の4に相当する額又は粗収益の12分の4に相当する額のいずれか低い額</td></tr><tr><td>平成31年4月1日から平成32年3月31日まで</td><td>年間経営費の12分の3.5に相当する額又は粗収益の12分の3.5に相当する額のいずれか低い額</td></tr></table>			適用期間	貸付限度額	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	年間経営費の12分の5に相当する額又は粗収益の12分の5に相当する額のいずれか低い額	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	年間経営費の12分の4.5に相当する額又は粗収益の12分の4.5に相当する額のいずれか低い額	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	年間経営費の12分の4に相当する額又は粗収益の12分の4に相当する額のいずれか低い額	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	年間経営費の12分の3.5に相当する額又は粗収益の12分の3.5に相当する額のいずれか低い額	(1)災害（台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害、火災等） (2)法令に基づく行政処分 (3)社会的、経済的な環境変化による一時的な経営状況の悪化			経営安定計画に基づくもの。 貸付対象の(1)を借り入れる場合は、市町村長の罹災証明書が必要。
適用期間	貸付限度額																			
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	年間経営費の12分の5に相当する額又は粗収益の12分の5に相当する額のいずれか低い額																			
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	年間経営費の12分の4.5に相当する額又は粗収益の12分の4.5に相当する額のいずれか低い額																			
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	年間経営費の12分の4に相当する額又は粗収益の12分の4に相当する額のいずれか低い額																			
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	年間経営費の12分の3.5に相当する額又は粗収益の12分の3.5に相当する額のいずれか低い額																			

注1：農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）について、「人・農地プラン」に地域を中心となる経営体として位置づけられた認定農業者等が借り入れる場合については、貸付当初5年間実質無利子での貸付けが可能。

また、TPP対策として「人・農地プラン」に地域を中心となる経営体として位置づけられた認定農業者等であって、新たに攻めの経営展開を行う計画を策定した者が借り入れる場合については、貸付当初5年間実質無利子での貸付けが可能。このうち、主として借り入れた資産により事業を行っている等の理由により十分な担保提供ができない場合に、事業性を確認した上で、実質無担保・無保証人での貸付けが可能

2：家畜の導入の○は繁殖用家畜のみが対象となり、◎は肥育用家畜も対象となる。

3：貸付限度額の欄の＊印の金額は、非補助事業の場合のみ適用され、補助事業の場合は融資率のみの適用となる。

4：上記資金について、東日本大震災の直接・間接被害を受けた者に対し、償還期間（据置期間を含む）を3年延長して貸付が可能。

5：スーパーL資金、経営体育成強化資金、農林漁業セーフティネット資金については、東日本大震災の被害を受けた者に対し、実質無利子（最長18年）、実質無担保・無保証人の貸付が可能。また、熊本地震の被害を受けた者に対し、貸付当初5年間の実質無利子、実質無担保・無保証人での貸付けが可能。

②農産物加工・流通関係

資金の種類	借入期間別による金利の一例(年%)	5年以内	10年	15年	20年	償還期限(年以内)	据置期間(年以内)	貸付限度額(A又はBの低い額)		貸付対象	適要
								A融資額	B融資率(%)		
新規用途事業等資金		-	-	0.75	-	15	3	-	50～80	新規の用途の開発、加工原材料の新品種の育成又はその成果の企業化、当該施設の利用に必要な特別の費用等	特定農林畜水産物(生乳、豚・鶏肉、鶏卵等)を原材料として使用する食品製造業者
中山間地域活性化資金	加工流通施設	中小企業等2.7億円まで	-	-	0.25	-	15	3	-	80	中山間地域の農林畜水産物を原材料とした加工施設、中山間地域農林畜水産物の流通施設、当該施設の利用に必要な特別の費用等
	保健機能増進施設	中小企業等2.7億円まで	-	-	0.25	-					
	生産環境施設	借入期間にかかわらず	0.10			25	8	-	80	中山間地域内の生産環境施設(農山漁村広場施設、多目的研修集会施設等)	
乳業施設資金		-	-	0.75	-	15	3	-	70	飲用牛乳、クリーム、バター、チーズ、アイスクリーム類等の処理・製造施設又は流通施設の整備	酪肉法に基づく指定地域内等の乳業者
特定農産加工資金	中小企業等2.7億円まで	-	-	0.25	-	15	3	-	50～80	事業転換、新技術利用、生産共同化のための資金	新技術利用には、当該施設の利用に必要な特別の費用等を含む
	その他	-	-	0.40	-						
食品産業品質管理高度化促進資金	中小企業等2.7億円まで	-	-	0.25	-	15	3	20億円	70～80	食品製造過程の管理の高度化を行うのに必要な施設の整備、当該施設の利用に必要な特別の費用等	
	その他	-	-	0.40	-						

注1：上記資金について、東日本大震災の直接・間接被害を受けた者に対し、償還期間（据置期間を含む）を3年延長して貸付が可能。

(3) 農業経営改善促進資金 [相談窓口：農協、信農連、銀行等]

資金の種類	金利(年%)	償還期限(年以内)	据置期間(年以内)	貸付限度額(万円)		貸付対象	適要
				個人	法人		
農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)	1.50 (当座貸越の場合 1.50～2.00)	1	-	認定農業者 2,000	認定農業者 8,000	短期運転資金 (飼料費、種苗費、機械等の修繕費、中小家畜等の購入費、小農機具等営農用備品の購入、リース料、従業員の給与、生産技術・経営管理技術の習得費、市場開拓費、販売促進費等)	貸付対象者 農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画等の認定を受けた農業者(認定農業者)

注1：貸付方式は、極度貸付方式による当座貸越及び手形貸付(極度額の範囲内で随時借入れ、随時返済)又は証書貸付とする。

2：貸付利率は、変動金利制である。

3：本資金の貸付が受けられる期間は、農業経営改善計画期間(同計画の開始時期から同計画の終了時を含む年度の末日まで)中である。期間終了時に有する本資金の残高は、すべて終了時に返済する。ただし、家畜の飼養等生産に1年以上を要する営農類型を営むものにあつては、終了後3年の範囲内で融資機関が認めた期間内で返済できる。

(4) 負債整理資金 [相談窓口：農協、信農連、銀行、信用金庫等]

資金の種類	利率(年%)	償還期限 (据置期間を含む) (年以内)	据置期間 (年以内)	貸付限度額	貸付対象	貸付対象営農部門					摘要
						酪農	肉牛	養豚	養鶏	他	
農業経営負担軽減支援資金	0.10	一般 10 特認 15	3	営農負債額	営農負債の借換え(制度資金については、貸付利率が5%を超えるものを対象)	○	○	○	○	○	
大家畜特別支援資金											
・経営改善資金	0.10	一般 15 特認 25 残借 25	3 5 5	都道府県知事の承認額	大家畜経営によって生じた負債の約定償還困難額の借換え	○	○				融通期間 平成25～29年度
・経営継承資金	0.10	25	5		後継者が親等から経営を継承する場合に、必要な範囲で負債を一括して借換え						
養豚特別支援資金											
・経営改善資金	0.10	一般 7 特認 15 残借 15	3 5 5	都道府県知事の承認額	養豚経営によって生じた負債の約定償還困難額の借換え			○			融通期間 平成25～29年度
・経営継承資金	0.10	15	5		後継者が親等から経営を継承する場合に、必要な範囲で負債を一括して借換え						

注1 農業経営負担軽減支援資金については、東日本大震災の被害を受けた者(原発被災者を除く。)に対し、無利子(最長18年間)・無担保・無保証人での貸付けが可能。
さらに償還期限(据置期間)についても3年延長。

注2 大家畜特別支援金及び養豚特別支援金については、熊本地震の被害を受けた者に対し、通常の貸付け日(5月及び11月の末日)に加え、当面の間、毎月末日を貸付日として融通。

(5) 償還負担軽減対策

資金の種類	利率(年%)	償還期限 (据置期間を含む) (年以内)	据置期間 (年以内)	貸付限度額	貸付対象	貸付対象営農部門					摘要
						酪農	肉牛	養豚	養鶏	他	
畜産経営体質強化支援資金	0.15	酪農及び肉用牛 25	5	都道府県知事の承認額	畜産クラスター計画における中心的な経営体又は認定農業者の経営改善を支援するための一括借換え	○	○	○			
		養豚 15	5								

(6) その他の資金 [相談窓口：農協、信農連、銀行、信用金庫等]

資 金 の 種 類	利 率 (年%)	償還期限 (据置期間を含む) (年以内)	据置期間 (年以内)	貸 付 限 度 額	貸 付 対 象	対 象 家 畜 伝 染 病	摘 要
家畜疾病経営維持資金 (経営再開資金)	0.700	5	2	(一般)個人 2,000万円以内 法人 8,000万円以内 (特認)飼養頭数等を勘案 して経 営体毎に貸付額を判断	広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生に伴う家畜 等の処分により経営の停止又はこれに準ずる深刻な影 響を受けた者 ※特認の設定は今回の口蹄疫発生に伴う特例措置	・伝達性海綿状脳症 (T S E) ・高病原性鳥インフルエンザ ・豚コレラ ・口蹄疫	融通期間 29年3月ま で
家畜疾病経営維持資金 (経営継続資金)	0.700	3	1	1 頭(100羽)あたり 乳用牛130千円 肥育用牛130千円 繁殖用雌牛65千円	広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生に伴う家畜 及び畜産物の移動制限等により経営維持が困難となっ た者	・伝達性海綿状脳症 (T S E) ・高病原性鳥インフルエンザ ・豚コレラ ・口蹄疫	
家畜疾病経営維持資金 (経営維持資金)	0.700	3	1	肥育豚13千円 繁殖雌豚26千円 家さん52千円 繁殖用めん山羊13千円	広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生により、深 刻な経済的影響を受けた者 (直近 1 カ月の平均販売単 価が前年度を含む連続する過去 5 年間の同月と比較し て概ね 2 割以上低下していること等に該当する者)	・高病原性鳥インフルエンザ	